

令和元年度第2回安全対策連絡協議会議事録

1 日時・場所 令和元年11月5日(火) 11時00分～11時55分
於：在東ティモール日本国大使館多目的ホール

2 出席者(在留邦人11名, 大使館7名, 計18名)

- (1) JICA関係者 5名
- (2) 建設・コンサルタント関係者 1名
- (3) 国連関係者 1名
- (4) 旅行業関係者 1名
- (5) その他在留邦人 3名
- (6) 大使館職員 7名

3 議事内容

(1) 冒頭挨拶(東本臨時代理大使)

お忙しい中の在留邦人の方々の本件安全対策連絡協議会参加に感謝したい。本協議会にあっては在留邦人の方にとって有為な情報を提供するような立て付けにすべく工夫していきたい, 特に, 貴重な機会でもあるので, 双方向のやりとりの形で展開できる集まりとなればと考えている。冒頭数点お伝えしたい。

ア 当地では11月から年末にかけて, 祝日が増え, また, クリスマス・シーズンに突入し, 国全体がお祭りモードを強めてくる時節になってくる。例年垣間見られていることであるが, 11月以降は, 若青年層が騒ぎを起こし易い季節となっており, 在留邦人の皆さんにも是非とも注意してもらいたい。特に, 東ティモール国家警察(PNTL)と東ティモール国防軍(F-FDTL)が, 年末に向け, ディリ市内での警備体制強化及び交通規制(検問含む)の実施を行うことになるので, 在留邦人の皆さんにおかれては, 当国治安当局のかかる動向を踏まえて行動されるよう留意願いたい。合同検問の設置オペレーションにあっては, 車両証明書や運転免許証の確認等で車を止められる可能性もあるが, 在留邦人の皆様には, きちんとルールを遵守しておれば臆することなく面して頂ければいいかと思う。

イ 多くの在留邦人の皆さんが他国での在留経験を含め, 海外生活に十分慣れられているとは思いますが, 慣れた時節こそ隙ができてしまうことは, 海外安全生活専門家等が指摘しているところであり, 右よろしく了知願えればと思う。

(2) 東ティモールの内政・外交の動き等について(政務担当)

ア 昨年6月に新たな政権(第8次立憲政権)が発足したわけだが, ル・オロ大統領がルアク首相から提示された閣僚候補のうち, 9人を未承認した問題が今でも

引きずっており、政治的な停滞を招いている。しかしながら、治安の悪化や経済活動への大きな障害は発生しておらず、社会的な大きな不安までには至っていないので、しばらくの間はこのまま推移していくのではないかと見ている。時より内閣改造や総選挙といったことを耳にすることもあるが、実際にはそのような具体的な動きはなく、政府は2020年の予算編成を粛々と進めている。12月10日までに国民議会で当該予算案を採択し、大統領に上程する手続きとなっているが、昨年の例に照らせば、大統領は予算案を1回拒否し国民議会へ差し戻し、大統領のコメントを反映させ予算案の改訂案が再採択された経緯もあることから、本予算が成立するまで時間を要することが予想され、ル・オロ大統領と政府・国民議会との緊張関係に鑑みれば、2020年度予算案についても、昨年と同じ状況になり得る可能性があり予断を許さない状況にあると言える。

イ 内政から外交への影響であるが、10月22日・23日の本邦での「即位の礼」には、当初ル・オロ大統領の出席の可能性も見込まれたが、大統領の外国訪問は国民議会の承認を得る必要があり、結果、当該承認を得られなかったため、大統領の訪日は実現しなかった経緯がある。また、同時期の10月20日にはインドネシア大統領の就任式があったが、同式典参加についても政府要人の出席は実現せず、駐東ティモール大使が出席したことから、当該行事を通じた東ティモールの国際社会での自らのプレゼンスを逸してしまったことは否めない。また、9月下旬の国連総会においても大統領の出席は実現されておらず、外交の成果を生み出せない状況となっている。

ウ 8月30日は住民投票20周年記念式典には当時住民投票を主導した国連ミッション（UNMIT）の特別代表を務めたイアン・マーティン氏、モリソン豪州首相等38カ国から要人が出席した。日本（外務省）からも鈴木政務官（当時）が出席した他、ル・オロ大統領、ルアク首相、バボ外務・協力大臣ら政府要人に表敬した。他方で、式典の実行委員長であったシャナナ・グスマン氏が賓客席でなく一般席に座っていたことやアルカティリ前首相が式典を欠席したなど、現在の東ティモールの内政を映し出す結果となった。

エ 明るい話題を申し上げれば、豪州との海洋境界線確定条約締結に伴う批准書の交換に関し、昨年の3月に国連本部で署名は終了しているが、豪州及び東ティモールのそれぞれが国内法の整備をした上で条約運用の批准という段取りであったが、8月30日に両国間で批准書の交換が執り行われた。但し、東ティモール国内で当該運用を担保するための石油基金法と石油活動法の改正法案を国民議会から大統領に上程したところ、大統領はそれを一旦差し戻したため、円滑に事が進んでいない状況となっている。当方としては、本件に限らず、当国の開発や国造りへの影響等を引き続き注視していく所存がある。

オ 東ティモールのASEAN加盟に関しては、バボ外務・協力大臣が5月のイン

ドネシア訪問を皮切りに、6～7月に残りのASEAN加盟9カ国を訪問するなど、積極的な外交活動を行っており、併せ、20名規模の事務方をジャカルタのASEAN事務局での研修に参加させるなど、ASEAN加盟に向けた動きを加速化させている。

東ティモール人の本邦への労働者派遣については、職業訓練・雇用担当国務長官府（SEFOPE）と協議中であり、何ら決定されていないことを申し添える。

（3）治安情報・安全対策上の留意点（治安・警備担当）

ア お配りしている資料は、本年7月から10月末までにディリ中心部で発生した事件をまとめたものである。最近の治安情報としては、治安維持のために国家警察、国軍、地域のコミュニティポリス（地域の自警団）の三者が協力して治安維持に当たっており、飲酒運転の取り締まりや運転免許証の確認行為、刃物等の武器の所持検査を行っている。特に国軍兵は私服で検問を行っており、その理由としては、制服を見た運転手が検問を回避しようと逃走することを避けるためであると聞いている。仮に、夜間検問に遭った場合は、冷静に対応することが肝要であり、一例として、横柄な対応をした当国人が国軍兵から暴力を振るわれトラブルになったとの情報もある。投石事案については、邦人の車両も被害に遭っていると承知しているが、外交団のセキュリティーミーティングに参加した際も、外交団に対しても投石被害の報告があった。外国人が特にターゲットになっているとは言えないが、仮に投石があった際に車内への石の侵入を防ぎ被害を最小限にするためにも、飛散防止フィルム（200ミクロン以上）の施工をお勧めする。当地でも専門に取り扱っている会社がある。

イ 当地で生活する上での安全対策の心得えをあらためて申し上げる。

（ア）夜間の徒歩での移動は避ける。

（イ）タクシーはブルータクシーを利用する。

（ウ）深夜、人が集まっているところを通過するときは、車のドアの鍵をかけるようにする。

（エ）当地の反中国感情にかんがみ、中国人に間違われぬように気をつける

（オ）銀行でお金を卸す際は、ひったくり等の被害に遭わぬよう周囲の状況に注意を払うとともに、車内には現金を絶対に放置しない。

【当館より】投石の被害（現場に遭遇した経験）につきあれば情報提供願いたい。

〔参加者からの情報提供〕ニコラ・ロバト通りで、投石事案に遭遇したことがある。炎や煙も上がっていた。

【参加者からの質問】軍警察は私服で取り締まりを行っているケースがあるとの説明であるが、検問を行っているのが、実際に軍警察なのか悪意の市民が行っているのか見分けがつかないと思うが。

〔当館からの回答〕検問は主に幹線道路で行われており、第一検問所、第二検問所

を設け、第一検問所は地域コミュニティーメンバー、第二検問所は、国家警察、軍警察により行っていると聞いている。無理にすり抜けようとする悪質のドライバーに対し威嚇射撃を行ったケースもあると聞いている。検問に遭遇した場合は、逃げたり抵抗したりせず、窓を少し開け会話するなど、落ち着いて対処することが肝要である。

【参加者からの質問】配布の犯罪データによれば、7月は5件であるのに対し10月が15件で近々増えている事になっているが、特に理由があるのか。

〔当館からの回答〕当該データは、Facebook、新聞、警備会社からの事案情報等をまとめたものであるが、記載の事案はごく一部で発生事案をすべて網羅したものではない。特に、マーシャル・アーツ・グループ間の衝突や抗争は散発的に続いて発生しているが、警察側が情報公開を行わないため詳細な情報把握までに至っていない。

〔東本臨代補足〕ディリ近辺の事件・騒ぎ事案について、PNTL関係者からの話も織り交せて付言すれば、若青年層がほぼ全て絡んでいるとのことである。

マーシャル・アーツ・グループ (MAGs) 間の抗争、さらには、F-FDTLやPNTLに対しても無差別に襲撃する事案もあり、若青年層の犯罪の形には要注意である。

また、在留邦人の方の中には見聞経験があるかもしれないが、多くの二輪車で暴走行為をする事案もあり、仮に道中にかかる事案に出くわした場合、在留邦人の皆様におかれては、道路脇に避難するほか、可能な限りその現場から離れることが肝要であることを踏まえて頂きたい。

(4) 医療情報 (医務官)

今回は、「紫外線」について話をしたい。

- ア 紫外線は電磁波の一種であるが、その電磁波がどこから来ているのかをまず説明したい。電磁波は太陽から来ているもので波長の長短による様々な電磁波が地表に来ており、その中で紫外線は可視光線より波長の短い電磁波と言える。電磁波は我々の日常生活の中で様々な用途で使用されており、例えば電子レンジや車の自動ブレーキ等である。可視光線の長短から解説すると、波長の長短を「赤橙黄緑青藍紫 (せきとうおうりょくせいらんし)」に当てはめると、紫の外にあるものとして紫外線と呼ばれている。地表に届く電磁波の割合としては、赤外線が約42%、可視光線が約52%、紫外線 (UVA) が約5.5%、紫外線 (UVB) が0.5%となっている。ちなみに、紫外線 (UVC) は通常は地表には届かないが、オゾンホールのがりによっては地表に届くこととなるので世界各地でその対策が検討されている。
- イ 紫外線の具体的な話に入るが、まずはUVAとUVBのそれぞれの特徴を述べたい。UVAは波長が長く皮膚の奥・真皮まで到達するのに対し、UVBは波長が短くDNAを損傷する事がある。紫外線の人体の影響は、紫外線は皮膚の細胞に働い

て新陳代謝に必要なビタミンDを作るメリットがある。これに対し、デメリットとしては、日光皮膚炎（日焼け）や、UVAによる皮膚の老化の促進、UVBは、しみ、くすみ、皮膚がん、免疫低下、雪眼炎、白内障を引き起こすと言われている。ウ 日焼けについてであるが、参考までに本日10時25分現在でディリのUV・INDEXは11段階のうち8となっており、帽子をかぶる、長袖を着る等の防御対策が必要な状況である。

日焼けのメカニズムは、UVAとUVBではUVBの働きの方が強いと言われている。まず、総論として申し上げれば、「サンバーン」は火傷のように皮膚の炎上を引き起こすもので、これに対し「サンタン」は皮膚が褐色に変化していくことを言う。「サンバーン」はUVB（波長の短い紫外線）によるものでUVBはUVAに比べよりエネルギーを持ち有害と言われている。UVBがメラノサイトという皮膚細胞にあたりメラノサイトはそれを防ごうとしてメラニンを生成する。メラニンも顆粒細胞層と同様に皮膚の表面側に移動し最後は脱落することを繰り返す。その結果、皮膚が徐々に元の色に戻っていくというメカニズムとなっている。

エ 紫外線による病気としては、皮膚疾患として色素性乾皮症、皮膚がんがあげられるが、色素性乾皮症は、本来人の体はDNAが損傷したときに自らが修復していく働きがあるのに対し、遺伝的にその働きが欠損している状況であり、紫外線を浴びると日焼けの度合いが他の人よりもひどく出たりする。皮膚がんは、露出度の高い顔や手の甲、鼻の先にできやすいがんである。眼の疾患として、雪眼症や白内障が知られている。

オ 紫外線対策であるが、紫外線を遮断する方法として二種類がある。まず、屋外に出ないことである。当たり前の話であるが、社会活動を営む中ではそれはなかなか難しい。日傘や帽子、長袖を着用し紫外線を遮断することと、化学的な遮断として日焼け止め（サンスクリーン）の使用が有効である。サンスクリーンにはPF、SPFといった記載があるが、PFがUVAを、SPFがUVBを遮断する指標となっており、サンスクリーンを塗ると日焼けを100%防げるわけではないが、例えばSPF50の場合、サンスクリーンを塗らなかった時よりも塗った時の方が日焼けに要する時間が50倍かかるとの意味である。

以上、当地は紫外線が非常に強い環境であるため、長時間野外で活動する場合は是非日焼け対策をしていただきたい。

カ その他医療情報としては、これから雨期に移行していく中で、水質の変化により環境が不衛生になってくる。これにより、食中毒やA型肝炎等の疾患が増えてくるので、食べ物でも特に肉類は十分に加熱すること、また、たとえ加熱されているものでもサルモネラ菌等が付着している調理道具が使用された場合は食中毒へのリスクが高まるので、屋台からの持ち帰りは避け、可能な限り信頼のあるレストランで得たべるなど自らのリスク回避も必要である。当地新聞（10月16日付：

INDEPEDENT 紙) では鶏肉を食べた当国人 5 名が食中毒を起こしたと報じられていた。店から十分に加熱・調理された鶏肉を持ち帰り、家で更に調理し食べたとされている。参加者におかれても、これからの季節、食べ物には十分に注意いただけると幸いである。

(5) 経済・開発協力関係 (経済・開発協力担当)

ア 特恵関税についてであるが、これは開発途上国を原産地とする特定品を日本が輸入する際に一般の関税率よりも低い関税率を適用する制度である。特に東ティモールは後発開発途上国なので多くの品目について無税が適用されるべきところ、東ティモール側より必要な登録手続き (印章登録) がなされていなかったため、制度適用がなされていなかった。しかし、本年 8 月に当該登録手続きが完了したため、今後東ティモールから特定品を輸入する際は、原産地証明書を東ティモールより入手し日本側に提出することにより、特恵関税が適用されることとなった。

イ 外国公務員贈賄防止条約というものがある。例えば、東ティモールの政府機関や政府関連機関において各種手続きをする際に賄賂を強要される場合は当方へ連絡願いたい。当該行為は条約上違法行為であるため、在留邦人におかれては当該犯罪行為に巻き込まれぬよう注意願いたい。

ウ 無償案件のディリ港フェリーターミナル及び UNTL (東ティモール国立大学) 工学部校舎建設は無事に終了したのでこの場を借りて報告する。

(6) 領事関係 (領事担当)

ア 10月27日 (日) 国内投票が行われた「参議院議員補欠選挙 (埼玉選挙区)」に先立ち、10月12日 (土) に当館においても在外公館投票が実施された。結果、投票者数は 5 人であり、埼玉県選挙区の在外選挙人証をお持ちの方全員に投票いただいた。在外選挙人名簿への登録申請 (在外選挙人証の申請) には約 2 か月を要するため、まだ在外選挙人証をお持ちでない方は、今後とも申請をお願いする。

イ この度、総務省より、在外選挙制度に関するアンケートへの協力依頼が来ている。近く、領事メールを通じ総務省が開設した専用 URL (12月11日まで開設。) を発信する予定であるの、ご協力をお願いする。

ウ 11月となり今後年末年始に向かい海外渡航者が増加する時期となるが、当地在留邦人におかれても、第三国に渡航する方もいると思われる。毎度のお願であるが、自分の居住国以外に渡航する場合は、是非“たびレジ”に登録することをお勧めする。最近では、IS の最高指導者が米国軍により殺害されたニュースがあるなど、報復のためのテロの脅威が高まる懸念も排除されないため、“たびレジ”に登録し渡航先の最新の安全情報等が入手するようお願いする。

(7) 在留邦人からの情報提供 (当地フライト状況、他について)

10月31日よりディリ・シンガポール直行便の運航が開始されている。木・日曜日の週二便で、機材はロイヤルブータン航空である。チケットはエア・ティモールや各旅行会社で販売している。現時点では2020年分の予約はできない状況（注：その後、2020年3月末までの予約は可能となった）。フライト時間は、シンガポール午前3時発ディリ午前7時45分着、折り返しでディリ午前8時25分発シンガポール10時55分着となっている。クパン便は、10月より月、水、金曜日の週三便に増便されている

フライト以外の情報としては、当地イミグレーションより、空港到着に取得する観光ビザ（30日）を延長する際、今までは2ヶ月の延長が可能であったが、現在は1ヶ月までの延長のみとなった旨の情報を入手した。正式に確認していないので何ら参考情報まで。

（了）